

次のとおり建設工事の制限付一般競争入札（事後審査方式）を実施する。

令和 8 年 9 月 1 日

安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 鋸南町元名・保田地先 配水管布設替工事（防安）
- (2) 工 事 場 所 鋸南町元名 701 番地先
- (3) 工 事 概 要 配水管布設工(補助)
- ・ダクタイル鋳鉄管(GX 形 S 種) ϕ 150 mm L=434.8m[実長 435.7m]
 - ・急速空気弁 ϕ 25 mm 1 基
 - ・受挿しソフトシール仕切弁 ϕ 150 mm 3 基
 - ・ダクタイル鋳鉄管(GX 形 S 種) ϕ 75 mm L=2.1m[排水設備]
 - ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 ϕ 75 mm L=1.9m[実長 2.5m]
[排水設備]
 - ・受挿しソフトシール仕切弁 ϕ 75 mm 1 基[排水設備]
 - ・エアーバック止水工 ϕ 150 mm 1 箇所
- 配水管接続工(単独)
- ・ダクタイル鋳鉄管(GX 形 S 種) ϕ 150 mm L=22.7m
 - ・ダクタイル鋳鉄管(GX 形 S 種) ϕ 75 mm L=11.2m
 - ・フレキシブル管 150A L=2.5m
 - ・水道配水用ポリエチレン管 ϕ 50 mm L=21.5m
 - ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 ϕ 150 mm L=1.9m[実長 2.2m]
 ϕ 50 mm L=9.4m[実長 9.5m]
 - ・受挿しソフトシール仕切弁 ϕ 150 mm 1 基
 ϕ 75 mm 1 基
 - ・PE 挿し口付ソフトシール仕切弁 ϕ 50 mm 5 基
- 消火栓設置・撤去工
- ・空気弁付地下式単口消火栓 ϕ 75 mm 1 基
 - ・地下式単口消火栓 ϕ 75 mm 2 基
 - ・地下式消火栓撤去工 ϕ 75 mm 3 基
- 給水管切替工
- ・給水管切替 ϕ 20 mm～ ϕ 25 mm N=13 箇所

既設管埋没処理及び撤去工

- ・埋没処理(エアミルク注入工) VP φ 150 mm L=410.3m
- ・既設鋳鉄管撤去工 φ 150 mm L=6.2m
φ 75 mm L=21.5m
- ・既設硬質ポリ塩化ビニル管撤去工 φ 150 mm L=31.9m
- ・既設鋼管撤去工 150A L=2.7m

仮設配水管工

- ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 φ 150 mm L=1.2m[実長 1.5m]

(4) 工 期 令和 9 年 2 月 19 日迄

(5) 予 定 価 格 57,948,000 円 (入札書比較価格 52,680,000 円)

(6) 最低制限価格 52,492,000 円 (入札書比較価格 47,720,000 円)

最低制限価格は水道事業建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領に基づき算定した額とする。

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度において、本組合を構成する館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「構成市町」という。）のうちの 1 団体以上に入札参加資格を有していること。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国（千葉県を範囲とする機関に限る）、千葉県及び構成市町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前 6 カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。
- (6) 構成市町に本社、本店を有していること。
- (7) 安房郡市広域市町村圏事務組合の指定給水装置工事事業者である者
- (8) 構成市町のうち、1 団体以上において管工事又は水道施設工事の格付等級が A ランクの者
- (9) 本告示の日から過去 10 年以内に国又は地方公共団体が発注する工事において、上水道管（口径 50mm 以上）の布設若しくは布設替工事を施工した実績のある者
- (10) 直接的かつ恒常的雇用関係にある、次のうちいずれかをもつ技術者を配置できること。
 - ア ダクタイトル鋳鉄管（耐震継手・口径を問わない）布設若しくは布設替の施工実績
 - イ 日本水道協会（JWWA）の配水管技能者登録証（耐震継手以上）
 - ウ 日本ダクタイトル鉄管協会（JDPA）継手接合研修会受講証

エ 鋳鉄管製造メーカー等による継手（耐震継手）に係る講習会修了証（JWWA、JDPA、鋳鉄管製造メーカーからの派遣講師による講習会を含む）

- (11) 建設業法に定める適切な資格を有し、かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者（監理技術者）を配置できる者

3 入札参加申請

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部の HP（<https://awakouikisuido.jp/>）からダウンロードして使用するものとする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 4 時 30 分まで
（土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参するか、または書類をスキャンしたファイルを電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出した者は、入札当日の受付時に参加申請書の原本を提出すること。
- (3) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
千葉県館山市北条 1145-1（館山市役所 2 号館 3 階）
電話 0470（29）3304（音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい）
電子メール info@awakouikisuido.jp

4 設計図書等

- (1) 貸出・閲覧期間 公告日から令和 8 年 9 月 16 日（水）まで
（土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 貸出・閲覧場所 安房郡市広域市町村圏事務組合水道部事務所（館山市役所内）及びインターネット上のリンク先
- (3) そ の 他 ① インターネット上のリンク先は（4）のとおりである。
② 紙面での設計図書等は、部数に限りがあるので、閲覧又は貸出が可能かどうか事前に確認すること。
紙面若しくは、データ形式での閲覧や貸出を希望する場合は、設計図書等貸出・閲覧申請書を持参すること。
インターネットからダウンロードする場合は必要ないこと。
③ 設計図書等は、紙面及び PDF 形式で保存したデータで用意があるが、PDF 形式で保存したデータは貸出をせず、事務所で申請者が持参するノートパソコン等へのコピーとする。
④ 紙面による設計図書等の貸出期間は、期間中の各日（土曜・日曜・祝日を除く）午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、貸出期間は、貸出日を含め最長 2 日間（土曜・日曜・祝日を除く）とする。
⑤ 設計図書等の閲覧時間は、期間中の各日（土曜・日曜・祝日を除く）午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

⑥ 現場説明会は、実施しない。

(4) インターネットリンク先

※組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) から直接、ウェブブラウザでアクセスしてください。なお、ダウンロードできない場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部管理課 総務係にお問い合わせください。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和 8 年 9 月 16 日 (水) 午前 10 時 40 分

(2) 入札場所 千葉県館山市北条 1145-1
館山市役所 2 号館 2 階会議室

6 仕様書等の入手及び入手期間

当該工事に係る仕様書等は、組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) に掲載する。

(1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。

(2) 入手期間 公告日から令和 8 年 9 月 16 日 (水) 午前 10 時 40 分まで

7 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、電子メールにて提出すること。(様式は任意)

なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

(1) 提出期限 令和 8 年 9 月 9 日 (水) 午後 4 時 30 分まで

(2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
電話 0470 (29) 3304 (音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい)
電子メール info@awakouikisuido.jp

(3) 回答 令和 8 年 9 月 11 日 (金) 午後 4 時 30 分までに電子メールにて行う。

8 参加申請書・入札書・委任状・誓約書等の様式について

組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。

代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。

(2) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 最低制限価格 「1 入札に付する事項(6)」のとおり
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上)
(ただし、本組合水道事業会計規程第100条で準用する組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。)
- (7) 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 前払い 契約金額の100分の40以下
- (9) 部分払い 無
- (10) その他
- ①公正なる入札を行うことの誓約書を提出すること。
 - ②代理人をもって入札させる場合は委任状を提出すること。
 - ③入札会場への立ち入りは、本人又は代理人のいずれか1名のみとする。
 - ④入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
 - ⑤参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ⑥提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。
 - ⑦建設工事の落札決定を受けた者は、その請け負う工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす建設業法施行規則第13条の16第2項で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、発注者に対して、落札決定から契約締結までの間に、建設業法第20条の2第2項に基づく通知書を提出すること。
 - ⑧入札等に記載する宛名については、次のとおりとすること。
「安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 森 正一」
 - ⑨その他入札に関しては別添入札約款による。

10 最低価格入札者の決定

最低制限価格と予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者(以下「落札候補者」という。)とする。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

12 入札参加資格確認について(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、入札実施日の翌日から起算して3営業日以内に、入札参加資格を満たしていることを証する書類を提出すること。

当該資格を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定する。

- (1) 申請様式等は、組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

(2) 提出期限 入札実施日の翌日から起算して3営業日以内
(令和8年9月24日(木)午後4時30分まで)

(3) 提出書類

- ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ② 構成市町の入札参加者適格者名簿に登載されていることがわかる書類の写し及び管工事又は水道施設工事の格付等級がAランクであることがわかる書類の写し。

③ 受注工事实績調書(様式2)

※「2 入札参加資格(9)」に示す実績を記載し、契約書の表紙の写し及び受注内容の確認できる書類を添付すること。

④ 配置予定技術者の資格等を証明する書類の写し及び3カ月以上の雇用を確認できる書類の写し

※①の申請書に記載した配置予定技術者について、「2 入札参加資格(10)(11)」の確認書類として、添付すること。

(4) 提出場所 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
千葉県館山市北条1145-1(館山市役所2号館3階)
電話 0470(29)3304(音声ガイダンスにて4番を選択して下さい)

(5) 提出方法 持参もしくは郵送

(6) 提出部数 1部

13 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和8年9月29日(火)までに落札者に対し電子メールにて通知する。

14 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、本組合水道事業会計規程第100条で準用する組合財務規則を適用する。

(2) 問い合わせ先は次のとおりとする。

＜契約手続き・仕様書関連＞

安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係

電話 0470-29-3304(音声ガイダンスにて4番を選択して下さい)

所在 千葉県館山市北条1145-1

電子メール info@awakouikisuido.jp

以上